

8. 教職課程

本学の教職課程は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて設置した課程であり、所要の単位を修得した場合に、卒業後教育委員会に申請することにより次の種類の免許状を取得することができます。

免許状の種類	教科	学科
高等学校教諭一種免許状	工業	機械工学科、電気電子工学科、建築学科、都市環境学科
	情報	情報工学科、メディアデザイン学科
	数学	情報工学科

(1) 申込み

2年次前期履修登録時にG棟1階の証明書自動発行機で教職課程受講料 35,000 円を納入してください。
受講料納入後「教職課程受講料納付書」を教務課に提出してください。なお、3年次以降の申込みは一切できないので留意してください。

(2) 履修方法

2014～2018 年度入学生は①～③の科目、2019 年度以降入学生は①～④の科目を履修してください。

① 基礎条件（入学年度に関わらず履修すること）

下記のとおり日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション及び情報機器の操作を修得すること。

学 科	免許法施行規則に定める科目区分	受講科目及び単位数
全 学 科	日 本 国 憲 法	日 本 国 憲 法 2
	体 育	体 育 実 技 I 1
		体 育 実 技 II 1
	外国語コミュニケーション	英 語 III (実 践) 1
		英 語 コミュニケーション 1
	情 報 機 器 の 操 作	情 報 処 理 法 1
情報管理法 (2014～2020 年度入学生) 1 データサイエンス (2021 年度以降入学生) 1		

【2014～2018 年度入学生】

② 教科に関する科目

高等学校教諭一種免許状（工業）

教科に関する科目の区分	所要単位数
工業の関係科目	32
職業指導	4
計	36

※教育課程表に「工」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な「教科に関する科目」として認められた科目です。また、教育課程表に「ⓐ」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な「教科に関する科目」として認められた必修科目です。

高等学校教諭一種免許状（情報）

教科に関する科目の区分	所要単位数
情報の関係科目	36

※教育課程表に「情」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（情報）」を取得するために必要な「教科に関する科目」として認められた科目です。また、教育課程表に「ⓑ」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（情報）」を取得するために必要な「教科に関する科目」として認められた必修科目です。

高等学校教諭一種免許状（数学）

教科に関する科目の区分	所要単位数
数学の関係科目	32

※教育課程表に「数」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（数学）」を取得するために必要な「教科に関する科目」として認められた科目です。また、教育課程表に「㊟」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（数学）」を取得するために必要な「教科に関する科目」として認められた必修科目です。

③ 教職に関する科目

教職に関する科目の区分	所要単位数	教職に関する科目の区分	所要単位数
教 職 入 門	2	情 報 科 教 育 法 ^{*2}	2 (2015年度以前入学生)
			4 (2016年度以降入学生)
教 育 心 理 学	2	数 学 科 教 育 法 ^{*3}	4
教 育 課 程 論	2	生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導 論	2
教 育 原 理	2	教 育 相 談	2
教 育 方 法 論	2	教 育 実 習	3
特 別 活 動 論	2	教 育 制 度 と 学 校 経 営	2
工 業 科 教 育 法 ^{*1}	4	教 職 実 践 演 習 (高)	2

- * 1 免許教科「工業」を取得する場合は、「工業科教育法」を修得しなければならない。
- * 2 免許教科「情報」を取得する場合は、「情報科教育法」を修得しなければならない。
- * 3 免許教科「数学」を取得する場合は、「数学科教育法」を修得しなければならない。

【2019年度以降入学生】

② 教科に関する専門的事項

高等学校教諭一種免許状（工業）

教科に関する専門的事項の区分	所要単位数
工業の関係科目	28
職業指導	4
計	32

※教育課程表に「工」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた科目です。また、教育課程表に「㊟」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた必修科目です。

高等学校教諭一種免許状（情報）

教科に関する専門的事項の区分	所要単位数
情報の関係科目	32

※教育課程表に「情」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（情報）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた科目です。また、教育課程表に「㊟」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（情報）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた必修科目です。

高等学校教諭一種免許状（数学）

教科に関する専門的事項の区分	所要単位数
数学の関係科目	32

※教育課程表に「数」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（数学）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた科目です。また、教育課程表に「㊟」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（数学）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた必修科目です。

③ 各教科の指導法

各教科の指導法	所要単位数
工業科教育法 * 1	4
情報科教育法 * 2	4
数学科教育法 * 3	4

- * 1 免許教科「工業」を取得する場合は、「工業科教育法」を修得しなければならない。
- * 2 免許教科「情報」を取得する場合は、「情報科教育法」を修得しなければならない。
- * 3 免許教科「数学」を取得する場合は、「数学科教育法」を修得しなければならない。

④ 教育の基礎的理解に関する科目

教育の基礎的理解に関する科目の区分	所要単位数	教育の基礎的理解に関する科目の区分	所要単位数
教 職 入 門	2	特 別 支 援 教 育	1
教 育 心 理 学	2	生 徒 指 導 ・ 進 路 指 導 論	2
教 育 課 程 論	2	教 育 相 談	2
教 育 原 理	2	教 育 実 習	3
教 育 方 法 論	2	教 育 制 度 と 学 校 経 営	2
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	教 職 実 践 演 習 (高)	2

【2022年度以降入学生】

② 教科に関する専門的事項

高等学校教諭一種免許状（工業）

教科に関する専門的事項の区分	所要単位数
工業の関係科目	28
職業指導	4
計	32

※教育課程表に「工」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた科目です。また、教育課程表に「㊦」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（工業）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた必修科目です。

高等学校教諭一種免許状（情報）

教科に関する専門的事項の区分	所要単位数
情報の関係科目	32

※教育課程表に「情」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（情報）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた科目です。また、教育課程表に「㊧」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（情報）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた必修科目です。

高等学校教諭一種免許状（数学）

教科に関する専門的事項の区分	所要単位数
数学の関係科目	32

※教育課程表に「数」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（数学）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた科目です。また、教育課程表に「㊨」と付記している授業科目は、免許法に基づく教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（数学）」を取得するために必要な「教科に関する専門的事項」として認められた必修科目です。

③ 各教科の指導法

各教科の指導法	所要単位数
工業科教育法 * 1	4
情報科教育法 * 2	4
数学科教育法 * 3	4

- * 1 免許教科「工業」を取得する場合は、「工業科教育法」を修得しなければならない。
- * 2 免許教科「情報」を取得する場合は、「情報科教育法」を修得しなければならない。
- * 3 免許教科「数学」を取得する場合は、「数学科教育法」を修得しなければならない。

④ 教育の基礎的理解に関する科目

教育の基礎的理解に関する科目の区分	所要単位数	教育の基礎的理解に関する科目の区分	所要単位数
教 職 入 門	2	特 別 支 援 教 育	1
教 育 心 理 学	2	生徒指導・進路指導論	2
教 育 課 程 論	2	教 育 相 談	2
教 育 原 理	2	教 育 実 習	3
教育方法及び技術 (情報通信技術の活用含む)	2	教育制度と学校経営	2
特別活動及び総合的な学習 の時間の指導法	2	教職実践演習(高)	2

(3) 教育実習

教育実習は4年次の5月上旬～11月下旬に2週間行われます。その際、教育実習料として実費を徴収することがあります。

教育実習を希望する学生は以下のことに留意してください。

1. 2～4年次において、ガイダンス及び講義を行いますので、必ず出席すること。無断欠席は実習辞退と見なしますので十分留意すること。
2. ガイダンス及び講義では、実習の留意事項、実習日誌の記入方法等の説明を行います。
3. 教育実習の希望調査を実施しますので、「教職課程履修生調査票」を必ず提出すること。
4. 教育実習校への受け入れ依頼については、3年次の5月～6月の間に各自、実習校より内諾を得ること。教育実習校によっては内諾書が必要となります。
5. 内諾、もしくは内諾書に基づいて、3年次の10月頃、実習校の確認と指定を行います。
6. 教育実習を履修するための条件は次のとおりです。
 - ・3年次までに開講される教職科目を全て修得していることを原則とする。
 - ・3年次前期終了時点でのGPA-Tが2.00以上であることを履修の要件とする。ただし、GPA-Tが2.00未満のものについては、教職課程委員会において履修の可否を審議する。
 - ・教員採用登録試験を受験する意志のあること（将来も含む）を原則とする。

(4) 免許状の申請

履修者に対して、4年次の12月中旬に一括申請手続きについて説明会を行います。

一括申請は北海道教育委員会の業務を一部代行するものであり、希望者は期限等を厳守しなければなりません。

なお、書類の不備者や期限後の申請者については、各人が直接住所地の都道府県教育委員会に申請してください。

免許状の申請等の日程は次のとおりです。

- ・申請者に対する説明会（12月中旬）
- ・申請書類の提出（1月上旬）
- ・免許状及び授与証明書の交付（学位記授与式当日）